事務連絡

 　　　令和３年８月１日

　各居宅介護支援事業所　管理者　様

 津山市環境福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉事務所高齢介護課

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算（令和３年度前期分）

の取扱いについて

指定居宅介護支援事業所におかれましては、毎年度２回、判定期間内に作成された居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の算定手続きが必要となっております。

　つきましては、令和３年度前期(令和３年３月１日～令和３年８月３１日)分を、別紙により書類を作成し、必要書類を提出してください。

　なお、紹介率が８０％を超える場合で、「正当な理由」がある場合は減算の対象とはなりませんが、「正当な理由」の有無は、事業所からの書類提出後、個別に判断することとしており、報告された理由を不適当と判断した場合は、特定事業所集中減算が適用されることとなります。

　本減算は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則ですので、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実に行い、後から報酬返還等を要することが起きないよう十分に留意してください。

**問い合わせ・提出先**

津山市 環境福祉部

社会福祉事務所 高齢介護課

TEL：0868-32-2070

FAX：0868-32-2153

担当：宇山・影山・有元